

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第45号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第46号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第48号 土地改良事業の計画の概要について
- 議案第49号 土地改良事業の事務の委託について
- 議案第50号 月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和5年第3回月形町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

金子 廣司 議員

滝口 伸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 日程3番 議案第45号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第5号）

- 議長 大釜 登 議案第45号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第45号 令和5年度月形町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

第1条ですが、補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,530万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,311万4,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページにかけての、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

事項別にご説明いたします。14ページをお開きください。歳出です。6款 農林水産業費 1項 農業費 4目 農地費、補正額2,480万7,000円増額。説明欄ですが、農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。本年9月4日から5日にかけての集中豪雨によりまして、農業集落排水の月形地区終末処理場が浸水をいたしました。それにより、電気設備等が被災をいたしまして、それら設備の復旧修繕費用等の財源として、農業集落排水事業特別会計に繰り出すものでございます。

次に、16ページでございます。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費、補正額49万5,000円増額です。説明欄ですが、スクールバス運行経費として、備品を購入する費用でございます。この備品は、スクールバスに設置する、児童生徒等の車内置き去り防止装置、これを3器購入して、スクールバス3台に設置をするものです。この装置の基本的な仕組みですが、スクールバスのエンジンを停止した時に、「車内確認を行ってください」という運転手等に車内確認を促すアナウンスが流れまして、運転手等が車内確認をして、車内の後部にありますボタンを押しますと、車内アナウンスが停止をするというものでございます。万が一、子どもが車内に閉じ込められても、非常用ボタンを押していただくと、車外に大音量のブザー警報が発報する仕組みとなっております。この装置によりまして、車内確認を促し、置き去り防止確認の習慣化にも役立つものと考えております。

次に、12ページをお開きください。歳入です。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額2,530万2,000円増額であります。補正予算歳出の財源とするものでございまして、今回の補正後の繰越金の財源留保額は5,577万9,000円となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

- 議員 東出 善幸 16ページ、先ほど説明された、スクールバスの車内置き去り防止装置の件ですけれども、まず、1点目、こういうことを防止するマニュアルというのは、あると思うのですが、マニュアルはあるのか、その確認と、それから、非常ボタンを付けて大音量で周りに知らせるということですが、この非常用ボタンというのは、何箇所付ける予定なのでしょうか。
- 議長 大釜 登 教育次長。
- 教育次長 五十嵐 克成 まず、これまでの対応の中で、マニュアルということですが、形としてマニュアルというものではなくて、委託契約の仕様の中でそういった事項を示してあります。当然、私どもも車両に乗りますので、そうした折には、運転手にはそういう対応をしていただいております。今回、こういった不手際となりましたけれども、そういった流れの中で、これまで対応してきたということでございます。
それから、ブザーですけれども、車の上部にスピーカーのようなものを設置しまして、先ほど言ったように置き去りになった場合だとか、それから、放置時間が長くなると、これもまた、自動で鳴るという形で、1箇所、車の上部に設置するということになっております。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸一 後部に設置するということで、小学校の低学年の子でも、その辺どうなんでしょう、分かるのでしょうか。
- 議長 大釜 登 教育次長。
- 教育次長 五十嵐 克成 今、申し上げたとおり、分かる子が車内のボタンを押して、外に教えるというのもそうですけれども、もし、運転手が確認をしないでそのまま降りてしまった場合は、ボタンを押さなくとも、5分を過ぎると自動的にブザーが、千百何十デシベルという大きさの音が鳴るようになっております。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第45号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

◎ 日程4番 議案第46号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○ 議長 大釜 登 議案第46号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書19ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第46号 令和5年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

第1条ですが、補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,480万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億514万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、20ページから21ページにかけての、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の予算補正につきましては、本年9月4日から5日にかけての集中豪雨により、月形地区終末処理場が浸水をいたしまして、電気設備等に被害が生じました。主に、その復旧に係る費用を補正させていただくものであります。

30ページをお開きください。事項別の歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 2目 施設管理費、補正額2,480万7,000円増額。内容ですが、需用費、修繕料としまして、2,480万7,000円補正をさせていただくものでございます。この2,480万7,000円の大きく分けての内訳ですけれども、一つに、月形地区終末処理場の浸水被害の復旧費用、これが2,196万9,000円であります。そのほか、283万8,000円、これにつきましては、浸水被害以外の修繕でありまして、市南地区の終末処理場の機器の修繕、それから、今後の臨時修繕対応分として、合わせて283万8,000円でございます。

月形地区終末処理場の浸水被害の復旧費用、2,196万9,000円について、ご説明申し上げます。被害の発生の原因でございますが、被害の発生をいたしました本年9月4日の午後9時から、翌日5日の午前4時までの間に、気象庁の月形のアメダスの観測では、71ミリの雨量を観測しております。かなり集中的な豪雨でありまして、この雨水がマンホールの縁などから污水管に入り込んだものと見込んでおります。そして、その入り込んだものが、月形終末処理場に大量に流入した結果、終末処理場のポンプの污水処理能力を超えたため、処理水槽からあふれ出し、地下に設置しております電気設備等が浸水を

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

して被災をしたものと原因をみております。この復旧修繕の内容ですが、電気設備としまして、1,107万9,000円、これは、減水ポンプ操作盤等の復旧修繕です。それから、污水管から流入した相当な量の水の圧によって、流入ゲートが破損し、取替えをしなくてはならないということで、その費用が、1,089万円でございます。合わせて2,196万9,000円になりますが、これらの設備の復旧修繕をするということで、この復旧修繕に当たりましては、今まで電気設備等が地下にありましたが、これを地上部に移して復旧させるということとして考えております。この復旧修繕の経費につきましては、町の方で災害共済、保険に加入をしており、この対象となる場所ですけれども、保険への加入率、災害の種類に基づいて計算され、満額給付された場合、共済保険金は870万円ほどになるという試算をしております。ただし、保険について、まだ審査されておらず、確定しておりませんので、今回の補正予算には財源として計上はしておりません。以上、月形地区終末処理場の浸水被害の復旧費用の補正につきまして、説明をさせていただきました。

28ページをお開きください。歳入です。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金、補正額2,480万7,000円増額。これにつきましては、歳出で説明申し上げました、終末処理場の復旧修繕費等の財源でございます。全額、一般会計からの繰入金でございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 終末処理場の復旧ということで、説明を受けたのですが、今回の修繕料の中での修繕で、災害前の状態に完全復旧されるのかということと、今後、電気設備を地上部へ移すということで、同じような雨量が降った場合には、対処できるというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 ただ今、質問のありました、今回の補正により、元の、浸水被害を受ける前の状態に戻るのかということですが、今回の補正で一通り復旧ができると考えてございます。流量計などポンプの制御に直接関わる一部の計器類については、先行して、予算を流用させていただいて、緊急的なものは一部修繕を終わらせております。今回の補正によって、残りの流入ゲート等々、これらについては年度内に全て元の状態に戻したいという考えでございます。

それから、地上に移すという部分につきましては、万が一、再度施設が浸水した場合を想定し、二階の方に計器類を持っていくというような形で考えて

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

ございます。

- 議長 大釜 登 我妻 耕議員。
- 議員 我妻 耕 確認ですが、同じような雨量が降った場合には、対処できるといふふうに考えてよろしいのですね。
- 議長 大釜 登 住民課長。
- 住民課長 藤原 栄一 そのとおりでございます。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第47号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）

- 議長 大釜 登 日程5番 議案第47号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書33ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第47号 令和5年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

補正予算第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の部 1款 病院事業収益 1項 医業収益467万9,000円増額し、病院事業収益の総額を6億7,426万2,000円とするものであります。支出の部 1款 病院事業費用 1項 医業費用、467万9,000円増額し、病院事業費用の総額を病院事業収益の総額と同額の6億7,426万2,000円とするものであります。

補正予算第3条は、資本的支出の予定額の補正でありまして、1款 資本的支出 1項 建設改良費、80万3,000円増額し、資本的支出の総額を1億966万7,000円とするものであります。これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,788万6,000円を3,868万9,000円に、また、過年度分損益勘定留保資金についても、同様に改めるものであります。

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

44ページをお開きください。事項別の説明でございまして、収益的収入及び支出の支出でございます。1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、補正予定額90万5,000円増額でございます。1節 給料から4節 法定福利費まででございます。これにつきましては、町立病院の従事する職員の人事に係ります給与費の精査による補正でございます。本年10月1日付けで、現副院長でございますが、医師1名採用、それから、同日付けで理学療法士1名を採用しております。そして、今月31日付けで、現院長が退職すること、この人事に係ります給与費について、精査をしての予算補正でございます。

次に、3目 経費でございます。補正予定額377万4,000円増額です。この内容ですが、4節 消耗備品費、84万5,000円増額でございます。これにつきましては、医師の複数体制への対応や医師及び看護師の当直環境の整備としまして、事務机、椅子、書棚、ソファ、ベッド等を購入するに当たりまして、現計の予算では不足する分、84万5,000円を補正させていただくものでございます。次に、9節 手数料ですが、これにつきましては、医師の紹介手数料でございます。副院長、三田医師に係ります、紹介業者への手数料が必要でございます。この手数料の292万9,000円の内容ですが、医師の想定年収から月額を割り出しまして、その月額の20パーセントを手数料といたします。その手数料の本年10月から来年3月までの6か月分、これが292万9,000円ということでございます。

42ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入です。1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益、補正予定額467万9,000円増額です。収益的支出の財源でございますが、これを入院収益で賄う考えでございます。この入院収益の増額ですが、これは、理学療法士を1名増員して、10月から2名体制を取ってございますが、この体制を取ることにによりまして、診療報酬の増収が見込まれるということで、その増収分を入院収益として収益的支出の財源に充てるというものでございます。

次に、46ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。1款 資本的支出 1項 建設改良費 1目 有形固定資産購入費、補正予定額80万3,000円増額でございます。医師住宅の建築工事費を増額するものでございますが、本年7月に発注をしております、医師住宅の建築工事の中で、電気設備工事ですけれども、住宅に引き込む電線の関係でございます。以前は、そこに二階建ての医師住宅が建っておりまして、それを取り壊して平屋建ての医師住宅の建築ということで、引込線の位置が低くなります。この引込線が、国道の方から引込みをしておりますけれども、引込みの位置が低くなるということで、その電線が通っている下にはガレージなどがありまして、何か

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

と支障になってくるということで、敷地内に新たに電柱を1本建て、そこを経由して住宅の方に電気を引き込むということが必要になったことでの、工事請負費の予算増額でございます。

次に、34ページをお開きいただきたいと思います。補正予算第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、これにつきましては、給与費を90万5,000円増額し、4億762万1,000円に改めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 45ページ、医師紹介手数料のところ、確認ですが、これは継続的に掛かるものとして捉えてよろしいでしょうか。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 紹介手数料につきましては、想定年収を12か月で割りまして、その20パーセントを毎月支払いする形ですので、今年度は10月からですので、6か月分、来年度は4月から9月の、もう6か月の支払いがございます。以上です。
- 議長 大釜 登 滝口 伸議員。
- 議員 滝口 伸 分かりました。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 42ページ、入院収益ですけれども、PT（理学療法士）2名体制という部分で入院収益を増額しているのですが、これは、2名体制による診療報酬の基準が上がるためなのか、それとも、2名によって入院患者を多く診られるという部分なのでしょうか。
- 議長 大釜 登 病院事務長。
- 病院事務長 高田 恵一 まず、診療報酬でございますが、現在、理学療法士が1名で、診療点数としては、運動器リハビリテーション3というのを取っております。こちらが、1単位85点なのですけれども、2名体制にすることによりまして、運動器リハビリテーション2ということで、施設基準が上がります。こちらが上がることによって、診療点数が170点ということで、倍になります。それにプラスして、リハビリテーションの職員が増えることで取引量も増えるというようなことで、積算しております。以上です。
- 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第47号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第48号 土地改良事業の計画の概要について、日程7番 議案第49号 土地改良事業の事務の委託について

- 議長 大釜 登 日程6番 議案第48号 土地改良事業の計画の概要について、日程7番 議案第49号 土地改良事業の事務の委託については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書53ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第48号 土地改良事業の計画の概要について、ご説明申し上げます。

議案第48号であります。国営かんがい排水事業樺戸（二期）地区により、造成をされました総富地頭首工の管理につきましては、受益地区であります新十津川町、浦臼町及び月形町の3町が、国からの委託を受けて管理する土地改良事業（基幹水利施設管理事業）を令和6年度から行うことで同意されているところであります。この同意されているところであります。土地改良法では、土地改良事業を行うために必要な土地改良事業計画、これから定めることとなりますけれども、その土地改良事業計画を定めるに当たって、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要を定めなければならないと規定されております。このことから、今回のご提案でございます。土地改良（総富地地区維持管理）事業の計画概要につきましては、議案書55ページから59ページまで、概要書としてまとめてございます。受益地区3町が国からの委託を受けて、総富地頭首工の維持管理を適切に行うことにより、地域農業の生産性の向上及び農業経営の安定化を図り、さらに、施設効果の十分な発揮と耐用年数維持の効用に資するという計画概要でございます。なお、この計画概要の議決につきましては、新十津川町及び浦臼町におきましては、既に議会議決がされておりますことを申し添えさせていただきます。計画概要の説明は以上でございます。

続きまして、議案書61ページをお開き願います。議題となりました、議案第49号 土地改良事業の事務の委託について、ご説明申し上げます。

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

議案第49号は、今ほど、議案第48号でご説明申し上げました、土地改良（総富地地区維持管理）事業の事務を新十津川町に委託するに当たりまして、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この事務の委託につきましては、議案書63ページ及び64ページの土地改良事業の事務の委託に関する規約により行うものでありまして、規約の施行日は令和6年4月1日であります。この事務の委託についての議会議決がありますが、浦臼町におきましては、既に同様に事務の委託について、議会議決がされております。また、新十津川町におきましても、既に同様に事務の委託について、議会議決がされておりますことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第48号及び議案第49号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第48号及び議案第49号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第50号 月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 大釜 登 日程8番 議案第50号 月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書65ページをお開き願います。ただ今、議題となりました議案第50号 月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案第50号は、新たな土地改良事業に取り組むことに際しまして、内容に不備等のあることが判明した、月形町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正しようとするものであります。改正内容であります。徴収の根拠を規定いたします、第1条につきましては、引用条文の精査による改正でございます。賦課徴収の方法及び時期を規定する第4条につきましては、月形町税外諸収入

令和5年第3回月形町議会臨時会（10月13日）

金の徴収に関する条例の定めるところによること、これを加える改正でございます。また、天災等により分担金の納付が困難になるなど、今後、起こりうる減免対象事案に対応するため、賦課徴収の延期等の規定を第5条として新たに加える改正であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもちまして、令和5年第3回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時43分閉会）